

## 熊谷商工会議所会費持口基準表

A表 ◎個人事業所(本社・本店等)  
従業員割

人数	口数
0～4	2口以上
5～9	3口以上
10～19	5口以上
20～49	10口以上
50～99	20口以上
100人以上	30口以上

B表 ◎個人事業所(支店・営業所・工場等)  
従業員割

人数	口数
0～4	2口以上
5～9	3口以上
10～19	5口以上
20～49	8口以上
50～99	10口以上
100人以上	20口以上

C表 法人事業所(本社・本店等)  
従業員割

人数	口数
0～4	3口以上
5～9	5口以上
10～19	10口以上
20～49	20口以上
50～99	30口以上
100人以上	50口以上

+ 資本金割

金額	口数
100万円未満	2口以上
100万円以上～300万円未満	3口以上
300万円以上～500万円未満	5口以上
500万円以上～1000万円未満	8口以上
1000万円以上～2000万円未満	10口以上
2000万円以上	20口以上

D表 法人事業所(支店・営業所・工場等)  
従業員割

人数	口数
0～4	3口以上
5～9	4口以上
10～19	5口以上
20～49	10口以上
50～99	20口以上
100人以上	30口以上

+ 資本金割(本社・本店の資本金)

金額	口数
2000万円未満	7口以上
2000万円以上～5000万円未満	8口以上
5000万円以上～1億円未満	9口以上
1億円以上～10億円未満	10口以上
10億円以上～50億円未満	15口以上
50億円以上	30口以上

E表 役員・議員割

役職名	口数
会 頭	150口以上
副 会 頭	130口以上
常 議 員	50口以上
監 事	35口以上
1号議員	25口以上
2号議員	50口以上
3号議員	60口以上

+ 計算表

(1) 従業員割 ( )
(2) 資本金割 ( )
(3) 役員議員割 ( )
<b>持口数 (1) + (2) + (3)</b>

ご注意

- 1,会費1口の金額は議員総会の決議による。
- 2,従業員は常用労働者とする。
- 3,資本金、従業員数は前年度の実数を基準とする。
- 4,役員議員については、事業所持口にE表を加えるものとする。
- 5,本表は主として、役員議員が営む事業所を対象とする。

※ 昭和53年度制定

※ 昭和62年度改正

※ 平成6年度改正